

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 災害対策基本法施行令の一部改正

一 中央防災会議の委員の定数を、二十八人以内とするものとする。 (第三条第一項関係)

二 指定行政機関の長等は、災害対策基本法第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するときに、
おいて市町村長が実施すべき応急措置を代行した場合であつて、同号に規定する応急措置を実施する緊急の必要がなくなった場合に該当すると認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならないものとする。 (第三十三条の六第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 災害救助法施行令の一部改正

一 災害救助法第七条第一項及び第二項に規定する医療関係者等の範囲に、栄養士等を追加するものとする。 (第四条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 職員の退職管理に関する政令の一部改正

一 防災監を、国家公務員法第百六条の四第三項の長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職に追加するものとする事。

(第十五条第一項関係)

二 防災監を、国家公務員法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者等に追加するものとする事。

(別表第二関係)

第四 施行期日

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和七年法律第五十一号)の施行の日(令和七年七月一日)から施行するものとする事。